

三木市記者発表資料 (令和4年5月27日発表)

担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 建築住宅課	課長 武内一也 (内線 2270)	指導係	0794-82-2000 (内線 2259)

タイトル

**三木市太陽光発電施設の設置に関する条例 (案)
についてのパブリックコメントを募集**

内 容

兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」において、県への届出対象とならない太陽光発電施設のうち、一定の基準を越えるものを設置する場合に市長への届出を義務付け、災害や公害の防止、景観や生活環境の保全の観点から遵守、配慮すべき事項を示すことで、地域社会との調和を図ることを目的に、令和4年9月に条例を制定する予定です。

つきましては、「三木市太陽光発電施設の設置に関する条例 (案)」について、住民の皆様から、この条例に対するご意見やご提案を募集します。

1 募集期間 6月6日 (月) ~7月5日 (火)



▲6月6日公開予定

2 条例 (案) の閲覧場所
市役所 2 階 建築住宅課、市役所 3 階情報公開コーナー、
吉川支所、各市立公民館、三木南交流センター、市ホームページ

3 意見の提出方法
条例 (案) の閲覧場所にある意見提出用紙に氏名、住所、電話番号を記入し、市役所 2 階建築住宅課へ持参、郵送、FAX、市立公民館等にある「市民の声の箱」への投函、電子メール (publiccomment@city.miki.lg.jp) のいずれかの方法で提出してください。

4 提出された意見の取扱い
募集期間終了後、市の見解とともにホームページ等により一定期間公表 (氏名等は非公開) します。提出された意見に対して、個々の回答は行いません。

セールスポイント

発電出力 50 キロワット以上、事業区域の面積が 5,000 m²未満の太陽光発電施設について、事業者の地域住民に対する説明や、設置から廃止までの届出等を義務付けることにより、設置から廃止までの状態を把握し、不適切な維持管理により地域住民の生活に支障がある場合は行政指導を行うなど、地域社会との調和を図ります。